

業 務 委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称 第 8 2 9 ー 委 1 号
奈良県道路防災情報システム開発委託
2. 履 行 場 所 奈良県全域
3. 履 行 期 間 令和 8 年 月 日から
令和 9 年 3 月 3 1 日まで
4. 業 務 委 託 料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円
5. 契 約 保 証 金 金 円
ただし、現 金 金 円
代用証券 金 円（内訳別紙明細書のとおり）

奈良県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、上記の業務について、甲が乙に業務を発注し、乙がこれを請け負うことに関し、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲及び乙が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

(委託業務)

第1条 本契約に基づき甲が乙に委託し、乙が受託する奈良県道路防災情報システム開発委託は、別紙「(仮称)奈良県道路防災情報システム調達仕様書」(以下「仕様書」という。)に定める業務(以下「委託業務」という。)とする。

(契約保証金)

第2条 乙は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

3 乙が納付した契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む)は、契約の履行後これを還付する。ただし、甲は、乙の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

4 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

(甲の検査監督権)

第3条 甲は、合理的に必要があると認められる場合、乙の委託業務の遂行に関する調査、監督及び指示並びに作成途中の成果物に関する確認及び指示を行うことができる。

(報告義務)

第4条 乙は、委託業務の進捗状況について、仕様書に定めるもの以外に甲が書面により要求した場合に、甲が求める時期及び内容で書面等により報告しなければならない。

2 乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知った場合は、その事故の帰責の如何にかかわらず、直ちにその内容を甲に報告し、速やかに応急処置を取った後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、委託業務を完了したときは、その旨書面をもって甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に業務完了を確認するための検査(以下「検査」という。)を行わなければならない。なお、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、検査の期間を延長することができる。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、当該成果物について補正を命じられた場合は、遅滞なく補正し、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。

- 4 第二項の検査又は第三項の再検査は、甲が必要と認める場合には、第三者に委託して行うことができるものとする。
- 5 乙は、第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

(委託料の請求と支払い)

- 第6条 乙は、成果物が前条第二項の検査又は第三項の再検査に合格したときは、甲に委託料の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、乙から前項に基づく正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

- 第7条 乙は、成果物の納入が仕様書に定める履行期限までに完了しないと認められる場合、速やかにその理由及び履行完了の予定時期等について、書面をもって甲に申し出るものとする。
- 2 乙は、自己の責に帰すべき事由により、成果物の納入に遅滞が生じた場合、履行期限の翌日から履行完了の日までの期間の日数に応じ、契約金額から甲が算定する納入済と認められる部分の成果物に相当する額を控除した額について年10.75%の割合を乗じて算定した額を遅延利息として甲に納付しなければならない。ただし、その金額が1,000円未満である場合又は甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
 - 3 乙は、甲が前条第二項による委託料の支払いに遅延した場合、遅延日数に応じ、未受領の額について年10.75%の割合を乗じて算定した額を遅延利息として甲に請求することができる。ただし、その金額が1,000円未満である場合は、この限りではない。

(危険負担)

- 第8条 納入前に成果物に滅失き損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は乙の負担とする。
- 2 納入後に成果物に滅失き損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は甲の負担とする。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任)

- 第9条 成果物に種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲は乙に対して期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補の請求に代え若しくは修補の請求とともに損害賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求ができる期間は、種類又は品質に関して契約内容に適合しないことを知ってから一年間とする。
 - 3 乙は、甲に対し、成果物が仕様書に基づいて開発されていることを保証するものとする。なお、仕様書に基づいて開発されていない場合は、成果物に契約不適合があったものとする。
 - 4 乙は、成果物に不具合がある場合は、成果物の契約不適合として乙の責任で当該不具合を是正しなければならない。
 - 5 甲が第一項、第三項及び第四項の契約不適合の有無を判断するにあたり不明点等がある場合には、乙がその調査を行って甲に報告することを含むものとする。

- 6 乙は、成果物が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令及び国際条約により外国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証しなければならない。
- 7 乙は、成果物に第三者の著作権等を使用した場合において、甲が乙に支払う本契約金以外にその使用の対価を要しないことを保証しなければならない。
- 8 甲が乙に第一項の規定による損害賠償の請求をする場合は、損害賠償金額相当の物品等の納入請求をもってこれに代えることができる。

（損害賠償）

第10条 委託業務の履行にあたり、甲に与えた損害又は乙が第三者に及ぼした損害はすべて乙の責により賠償するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

（債権と債務の相殺）

第11条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対し支払う委託料と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

（履行不能の場合の措置）

第12条 乙は、その責に帰することができない事由により契約の全部若しくはその一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払い義務を免れるものとする。

（契約の解除）

第13条 甲は、次の各号の一に該当する場合においては、契約を解除することができる。

- （1） 乙が競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
- （2） 乙がその責に帰する事由により履行期限内若しくは履行期限後相当の期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- （3） 乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- （4） 乙が契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
- （5） 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- （6） 乙がこの契約に違反し、相当の期間を定めた甲の催告受領後、相当期間内に当該違反行為の是正を行わなかったとき。
- （7） 乙が乙の都合により契約の解除を申し出たとき。
- （8） 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- （9） 乙の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （10） 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (11) 乙の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (12) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (13) 第11号及び第12号に掲げる場合のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (14) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が第9号から第13号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (15) この契約に係る購入契約等に当たって、第9号から第13号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第14号に該当する場合を除く。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (16) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき。

- 2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。
- 3 甲は、第一項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。
- 4 甲が第一項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
- 5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 甲は、第一項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは甲乙協議のうえ、契約を解除することができる。

（再委託等の禁止）

第14条 乙は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対して全ての責任を負うものとする。

（委託業務遂行上の義務）

第15条 乙は、委託業務の実施に関し、予め責任者を定め、従事する技術者の指揮監督、その他業務の遂行に必要な事務にあたらせるものとする。

- 2 乙は、前項の責任者及び技術者に委託業務の遂行に必要な知識、技術を十分に習得させ、委託業務の遂行に万全を期すものとする。
- 3 乙は、第一項の責任者及び技術者について、書面により甲に届け出るものとする。

（身分証明書の携行）

第16条 乙（乙の委託を受けた者を含む。本条において以下同じ。）は、第四条に定める履行場所で業務を遂行する場合は、必ずその身分を証明する証票を着用しなければならない。

(設備等の使用)

- 第17条 甲は、乙が業務の遂行に必要な施設、器具及び消耗品等（以下「設備等」という。）を乙の書面による要求により可能な範囲で乙に無償で使用させるものとする。
- 2 乙は、前項の設備等を業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(原始資料等の提供及び返還)

- 第18条 甲は、乙が委託業務の遂行のために必要な甲が保有する資料、情報、機器等（以下「原始資料」という。）を、乙の書面による要求により可能な範囲で乙に無償で貸与、開示等の提供を行うものとする。
- 2 乙は、前項の提供を受けた原始資料のうち、委託業務の遂行上不要な原始資料等については、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、故意又は過失により第一項の提供を受けた原始資料を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(原始資料等の管理)

- 第19条 乙は、甲から提供された原始資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理、保管し、かつ委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、甲から提供された原始資料等を複製し、又は仕様書に定める委託業務の履行場所から持ち出す必要が生じた場合、甲の事前の承諾を得なければならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

- 第20条 乙（乙の委託を受けた者を含む。本条において以下同じ。）は、この契約による業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 前二項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- 4 前三項に定める義務に乙が違反したときは、乙は甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(成果物の所有権)

- 第21条 委託業務に基づき、乙が甲に納入した成果物の所有権は、乙から甲へ当該成果物が引き渡されたときをもって乙から甲へ移転するものとする。

(プログラム等の権利帰属)

- 第22条 本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第二十七条（翻訳権、翻案権等）及び第二十八条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に基づく権利も含めて、甲に帰属するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から乙又は乙から本件業務の一部を再委託された者（以下「乙等」という。）が著作権を有するもの（以下「乙等著作物」という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該乙等著作物の著作権は、乙等に帰属するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約書に定める期間経過後においても、乙等著作物を自己使用の範囲内で自由に使用することができる。また、甲は乙等著作物について、著作権法第四十七条の三に基

づき複製、翻案することができる。

- 4 甲は、著作権法第二十条（同一性保持権）第二項第三号又は同項第四号に該当しない場合においても、乙等著作物をその使用のために改変することができる。
- 5 乙は、本契約の成果物について、著作権法第十七条第一項（作者の権利）の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に甲乙協議した場合はこの限りではない。

（契約内容の変更）

第23条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

（事情変更による契約内容の変更）

第24条 契約締結後において、天変事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議のうえ、契約金額その他契約の内容を変更することができる。

（随意契約の応諾）

第25条 本契約終了後、甲が本契約の成果物に関連して役務又は物品等を調達しようとするときに、第三者から係る役務又は物品等の調達が、乙からのそれに比して不利又は係る第三者からの調達自体が困難となるおそれがある場合、甲は、乙に対し、係る役務又は物品等の調達契約の締結を申し込むことができるものとする。乙は、甲から係る調達契約の申し込みを受けたときは、公共の利益のため信義に従ってこれに応じるよう努めなければならない。係る調達契約の内容については、別途甲乙協議する。

（管轄裁判所）

第26条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約に係る経費）

第27条 本契約の締結にかかる経費については、乙の負担とする。

（補則）

第28条 この契約書について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定める。

（特記事項）

第29条 この契約は、令和8年 月 日から効力を有し、それ以降の行為についてはこの契約に基づくものとして取り扱う。

情報セキュリティに係る特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、情報資産の保護の重要性を十分に認識し、この契約による事務の実施に当たっては、奈良県情報セキュリティ基本方針及び奈良県情報セキュリティ対策基準（各所属において定める情報セキュリティ実施手順がある場合は、これを含む。）並びに本情報セキュリティに係る特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の明確化）

第2 乙は、甲に対し、この契約による事務に係る乙の情報セキュリティについて責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面により明らかにしなければならない。

2 セキュリティ責任者に変更が生じた場合は、乙は速やかに書面により甲に報告しなければならない。

（業務従事者の特定）

第3 乙は、甲に対し、この契約による事務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面により明らかにしなければならない。

2 この契約による事務の従事者に変更が生じた場合は、乙は速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 本業務の従事者が、本業務の履行のため甲が管理する庁舎その他の施設に立ち入る場合は、乙が発行する身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名記章又は名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われている区域に立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

（教育の実施）

第4 乙は、この契約による事務の従事者全員に対し、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）その他本業務の履行に必要な教育及び研修を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報及び甲が秘密であると指定した情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、なお効力を有する。

（情報資産の利用場所）

第6 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用权が甲に帰属するものに限る。）を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

（情報資産の適切な管理）

第7 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、秘密情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用权が甲に帰属するものに限る。）について、漏えい、滅失又は毀損等の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- （1）第3条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に、本業務を処理させないこと。
- （2）本業務を処理するために使用する機器等は、乙の管理下にあるものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等、乙の管理下でないものを利用させないこと。
- （3）甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら

取得し、若しくは作成した情報資産を、第6条の規定に基づき甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

- (4) 甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複写し、又は複製しないこと。
- (5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

（情報資産の利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、秘密情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託の取扱い）

第9 再委託の取扱いについては、個人情報取扱特記事項第7条の定めるところによる。

- 2 乙は、個人情報取扱特記事項の定めにより本業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託先事業者に対し、セキュリティ特記事項（第2条並びに第3条第1項及び第2項を除く。）と同等の義務を課すとともに、その履行状況について適切に管理及び監督しなければならない。
- 3 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。
- 4 その他、委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。

（調査）

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、乙に対し、情報セキュリティ対策の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は立入調査その他必要な調査を行うことができる。

（指示）

第11 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事故発生時における報告）

- 第12 乙は、この契約による事務に関し、情報漏えい、改ざん、紛失、破壊その他の情報セキュリティ事故（以下「事故等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、当該事故等の帰責の有無にかかわらず、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、事故等の発生に備え、甲その他関係者との連絡体制、証拠保全、被害拡大防止、復旧及び再発防止のための体制をあらかじめ整備しておかななければならない。
- 3 乙は、事故等が発生した場合において、甲が県民への説明責任を果たすため、乙の名称を含む事故等の概要を公表することがあることを、あらかじめ了承するものとする。

（損害賠償）

第 13 乙は、その責めに帰すべき事由により、本業務の履行に関し甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由による場合も、同様とする。

(セキュリティ対策の確認)

第 14 乙は、本業務の実施前、実施中及び終了時において、「業務委託セキュリティ対策チェックシート」に基づき、情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、その結果を甲に報告しなければならない。

2 契約期間中は、定期的に前項の確認を行うものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者の届出）

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（教育の実施）

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（取得の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（秘密の保持）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託）

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事

務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

参考様式 1（第 3 関係）

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書（新規）

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者について、次のとおり報告します。

1 契約名等

契約名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

所属・職名	
氏名	

参考様式 2（第 3 関係）

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書（変更）

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者の変更について、次のとおり報告します。

1 契約名等

業務名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

	変更前	変更後
所属・職名		
氏名		
変更年月日	年 月 日	

参考様式 3（第 7 関係）

再委託承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約に係る業務の一部を再委託したいので、次のとおり申請します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地（住所） 名称又は商号 代表者氏名 連絡先
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における 安全性及び信頼性 を確保する対策	（記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。）
再委託先に対する 管理及び監督の 方法	（記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。）

再委託承認書

年 月 日

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

奈良県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで承認申請のありました以下の契約に係る事務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地（住所） 名称又は商号 代表者氏名
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	

参考様式 5（第 1 2 関係）

個人情報預り証

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約に係る個人情報を預かりました。以下の契約の完了後、直ちに、貴県の指示に従い、返還又は消去若しくは廃棄します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

個人情報の記録媒体種類	☐ 紙 ☐ U S B メモリ ☐ 外付けハードディスク ☐ C D / D V D ☐ その他（ ）
個人情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	(所在地（住所）) (名称又は商号) (連絡先) (受領者氏名) (連絡先) (受領日) 年 月 日
返却予定日	年 月 日
返却方法（予定）	については、 後に廃棄 については、返却予定日までに奈良県へ返還

注 1 預かった個人情報を消去又は廃棄する場合は、書面（参考様式 6）により報告すること。
2 個人情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。返却の場合は、以下について職員が記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者	
-------	-------	-----	--

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

消去・廃棄した 個人情報	
消去・廃棄の別	消去 ・ 廃棄
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
消去・廃棄担当者名 ※委託した場合は処理委託先の名称	
消去・廃棄方法	

- 注 1 消去又は廃棄を行ったことを証明する写真等を添付すること。
2 専用ソフト等を使用して消去又は廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
3 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
4 消去又は廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。